

よくある質問

※この Q&A には、メーター(水量測定器)の確認が不十分な場合にも、地下水採取量を報告いただけるよう、止むを得ない回答方法として記載した内容を含みます。
ここに示す方法が必ずしも条例の規定を満足することにならない場合があります。ご了承ください。

Q1 採取量報告書の様式はいつ届くのか。

A1 ・ 例年、3月中旬に送付しております。

Q2 送付先の住所や氏名を変更してほしい。

A2 ▶ 法人等の場合

- ・ 記入例を参考に、報告書内に新しい送付先が分かるように記入いただくか、下記の問い合わせ先まで直接ご連絡ください。
- ・ 会社の吸収合併、土地や揚水設備の譲渡など、揚水設備の所有者の変更に伴う送付先の変更の場合は、承継届が必要となります。
- ・ 社名の変更などに伴う送付先の変更の場合は、氏名等変更届が必要となります。

▶ 町内会(消雪管理委員会など)の場合

- ・ 記入例を参考に、報告書内に新しい送付先が分かるように記入いただくか、下記の問い合わせ先まで直接ご連絡ください。

Q3 メーターの値をこまめに確認していないため、採取量を報告書できない。

A3 ▶ 年間の採取量(合計)について

- ・ 昨年度も地下水採取量を報告されている場合は、昨年度末時点のメーターの値を報告書右下の欄(「前年度水量測定器累計量」の欄)に記載しております。昨年度末のメーターの値と現在のメーターの値の差を確認し、年間の使用量を報告してください。
- ・ 昨年度に報告しておらず、昨年度末時点のメーターの値が不明な場合は、「水量測定器累計量」の欄に現時点のメーターの値を記入し、提出してください。

▶ 月間採取量について

- ・ 年間採取量を各月の使用日数で按分し、記入してください。
(正確な値が不明な場合は、工業用の場合は工場稼働日数、消雪用の場合は降雪日数などを使用いただいても構いません。)

▶ 月間最大採取量について

- ・ 不明な場合、未記入でも構いません。
- ・ 使用量が多くなることが見込まれる日の前後に採取量を確認するなど、月間最大採取量の把握に努めてください。

Q4 メーターがないため、採取量を報告できない。

A4 ▶ 元々設置していない場合

・ 条例により、報告の義務がある揚水設備^{*}は、メーターの設置及び揚水量の記録が義務付けられていますので、設置をお願いします。

(※報告の義務がある揚水設備の要件は、県 HP に記載の報告対象のとおりです。)

▶ 故障した場合

・ 採取量報告書に「故障中のため不明」等記入の上、ご提出ください。

・ 次年度の報告時には報告できるよう、修理をお願いします

▶ 消雪用にのみ使用している場合

・ 消費電力量から揚水量を把握することができます。検針票又は請求書に記載されている電気使用量から揚水量を計算し記入してください。

<計算方法>

揚水量【m³】

= 期間中の消費電力量【kWh】÷原動機出力【kW】×揚水能力【m³/分】×60【分】

Q5 設備はあるが、使用していない。

A5 ・ 報告書に「休止中」等を記載の上、ご提出ください。

・ 完全に使用をやめる場合は、廃止届の提出が必要となります。

・ 採取量報告書の提出の依頼は、廃止届を提出されるまで毎年送付いたしますのでご了承ください。

Q6 条例に基づく届出を行うには？

A6 ・ 下記リンクの県 HP から様式をダウンロードし、ご提出ください。

富山県/[地下水を採取する場合は](#)

・ 記載例も同ページ内にありますので、参照ください。

・ 提出先は揚水設備が設置されている市町村の環境担当課です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

富山県 生活環境文化部 環境保全課 指導係

TEL:076-444-3144 FAX:076-444-3481

Mail:akankyohozen@pref.toyama.lg.jp